

電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令の概要

1 背景

情報通信審議会の一部答申※において、ネットワークの維持・管理・運用に求められる専門知識・能力の変化への対応として、次の事項等について具体的に検討し、制度改正等を行うことが適当であるとされたことなどを踏まえ、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）等を一部改正するもの。

※情報通信審議会一部答申「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（令和元年 5 月 21 日）

- ・電気通信主任技術者については、様々な専門分野を担当する複数の有資格者が集団で業務を分担する体制への移行及び専門的能力や設備管理に係る試験科目の拡充や整理・統合の必要性を踏まえ、現行の試験科目及び講習科目の構成を見直す
- ・工事担任者については、資格区分別の受験者数の推移等を踏まえ、制度体系の簡素化による利用者や受験者の理解度向上等の観点から、AI 第二種及び DD 第二種の他区分への統合を含め、資格区分を見直す
- ・また、その見直しと並行して、（中略）工事担任者の資格区分（「AI、DD」）についてわかりやすい名称への変更を検討する

2 改正概要

改正概要は次のとおり。

(1) 電気通信主任技術者規則の一部改正

- ・試験科目について、ネットワーク構成の変化等により、電気通信主任技術者に求められる知識・能力が、専門的なものからより幅広いものへと変化していることを踏まえ、「専門的能力」を廃止し、そのうち伝送交換主任技術者資格者証に係るものの一部を「伝送交換設備の概要」に、線路主任技術者資格者証に係るものの一部を「線路設備の概要」にそれぞれ吸収するとともに、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」を追加。
- ・電気通信主任技術者は一定の期間（原則 3 年）ごとに登録講習機関が行う講習を受ける必要があるところ、災害等により講習を受けることが困難な場合に備え、総務大臣が告示することにより、その期間を変更できるようにする。
- ・試験員の要件について、ネットワーク構成の変化等を踏まえ、その要件を緩和し、試験員になり得る者を拡大。
- ・その他、所要の規定の整備を行う。

(2) 工事担任者規則の一部改正

- ・現行の7つの資格区分のうち資格者数が少数傾向にある AI 第二種及び DD 第二種を廃止し、残りの5つの区分はわかりやすい名称へ変更（例えば、「AI 第一種」は「第一級アナログ通信」へ、「DD 第一種」は「第一級デジタル通信」へ、「AI・DD 総合種」は「総合通信」へそれぞれ名称を変更。）。
- ・試験員の要件について、ネットワーク構成の変化等を踏まえ、その要件を緩和し、試験員になり得る者を拡大。
- ・一定の資格を有する者に対する試験の免除について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条第 1 項の規定による技術検定において、電気通信工事施工管理に係る技術検定が設けられたことなどから、同技術検定の合格者（ただし、二級の第一次検定に必要な試験にのみ合格した者を除く。）を「電気通信技術の基礎」の試験の免除を受けられる対象者に追加。
- ・その他、所要の規定の整備を行う。

(3) その他、省令の一部改正

- ・所要の規定の整備を行う。